

武蔵野市工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市工事成績評定要綱（平成22年4月1日施行。以下「要綱」という。）第10条第1項の規定により受注者が申し立てた意見又は疑義について、厳正かつ公正な視点による調査及び審査を行うため、武蔵野市工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査及び審査をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 工事の成績評定に係る意見又は疑義に関すること。
- (2) 工事の成績評定結果の適否に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織し、市長が任命する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、財務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 4 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員（総務部総務課検査担当課長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自らの所属部署の職員が監督する工事に係る議事については、審査及び評決に加わることができない。

(施工状況等の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、意見若しくは疑義を申し立てた者又は当該工事に係る要綱第3条の評定者から当該工事の施工状況等について、書類の提出を求め、又は事情を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課検査係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に完了する工事から適用する。

付 則 (令和元年10月1日要綱第102号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則 (令和2年4月1日要綱第242号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

財務部長
総務部総務課検査担当課長
財務部管財課長
財務部施設課長
環境部ごみ総合対策課クリーンセンター担当課長
環境部下水道課長
環境部緑のまち推進課長
都市整備部交通企画課長
都市整備部道路管理課長